



住居表示実施後の実識

住居表示が義務づけられます

新しく住居表示が実施される区域内の皆さんは、4月10日以降この住居表示番号を使うこととめるよう法律で定められています。また国・県・市の公簿についても新しい住居表示によることになっ

法務局との関係

土地・建物の登記の変更

住居表示実施区域内の大字が廃止され、新たに付けられた町名が地名になりますので登記された財産の表示が変わります。この変更は法務局で直接変更いたします。しかし財産所有者の住所変更の登記は所有者の皆さんが各自申請する

法人・組合などの変更登記

会社（含名会社・合資会社および株式会社）、学校法人、医療法人、商店振興会、宗教法人などについても住居表示の実施に伴い、それぞれその登記事項に変更が生じます。例えば住居表示実施地域内に存在している会社など、法人の本店又は支店の所在も住居表示による番号の表示にかえなければなりません。あ

運転免許証と自動車の登録

自動車の運転免許証や車体検査証の住所変更は、免許証の更新、その他の手続きをされるときにおこなってください。また、自動車の登録についても、継続その他の手続きの際に住所変更

家の新築・改築のとき

住居表示実施区域内で実施期以後家を新築したり、改築したり、取りこわしたりした場合には住居番号の新設・変更・廃止を必要としますので、なるべく早く富士事務所市民課へ届け出てください。また建物を新築する場合は建築の確認申請をすることになっていますので、その手続きをする際市民課の方へも届け出てください。それによって現地調査

ていますので、市役所の場合住民票、印鑑簿、配給台帳などをはじめ、税関係、国民健康保険、国民年金などすべての公簿は4月10日から自動的に切り替えられます。

ことになっていますので、この際変更しておく必要があります。この変更登記に要する申請書および変更証明書は無料で交付しますから、必要なときは富士事務所市民課までおでかけください。またこの証明書があると登録税は免除されます。

るいはそれらの役員の住所についても変更があれば併せて変更登記をする必要があります。変更登記の申請用紙や証明書は富士事務所市民課で無料で交付いたします。また個人商店などで商号を登記している場合は、その営業所および商号使用者の住所の変更登記が必要になってまいります。

等確認のうえ街区符号、住居番号をきめて通知します。

なお4月10日以降住居表示実施区域内の建物には、すべて住居番号がついているわけですので、この地域内に転入又は転居した場合は、住居表示台帳に基づき住所が決定されますので市民課で住居番号を確認めたくうで住所に関する届け出を行っていただきます。

これから住居表示をするところ

新しい住居表示整備の第一次計画のうち、昭和四十三年度事業として住居表示を実施しようとする吉原地区の概要は、市街地の区域一、三七平方キロメートル、世帯数二、九〇〇、人口一、〇

図面・台帳の閲覧問い合わせ

住居表示実施にともなう新旧・新旧対照表および新旧対照案内図（縮尺千七百分の一）および台帳（五百分の一）が市民課および庶務課に備え付けてありますので必要のある方はご覧ください。住居表示についてのお問い合わせは市役所総務部庶務課（電話吉原八〇五四五・五二一六一）（内線四五番）

第一次 住居表示がスタート

新しく六カ町が誕生

富士駅北周辺が四月十日から

四月十日から富士駅北周辺の市街地に住居表示が行われ新しい六カ町が誕生します。新しく誕生する町は、本町・元町・平垣町・平垣本町・加島町・八幡町ですが、ここでこの経過をもう一度ふりかえりながら、こんごの課題についていっしょに考えてみることにしましょう。

市街地の

一千世帯を実施

昭和三十七年五月「住居表示に関する法律」が公布され全国に「住居表示」ということばが使われるようになりました。このことばの意味は住所もしくは居所または事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所を表わすことです。このことから私たちの住所はもろろん、公園の位置まですべての場所を表わすには「何番何号」を使うこととなります。

住居表示を行なう区域は、市議会が「市街地」と定めた区域だけに限られており、富士市では第一次計画のうち昭和四十二年度分として計画された区域が四月十日から実施されます。この市街地は富士駅北周辺〇、四平方キロメートルの区域でこの区域内は約一千世帯の住民が住んでおります。

新しい町の規模

住居表示実施区域の町

- 平垣町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八
- 元町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八
- 加島町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八
- 八幡町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八
- 平垣本町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八
- 元町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八
- 加島町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八
- 八幡町 ▽面積〇九、一八〇平方メートル(二、〇〇〇坪) ▽街区数〇八

見やすい場所に町の名称と街区符号を

住居表示が実施された区、この区域内の各街区の町名と街区符号を、町の名称と街区符号を表わした「街区表示板」が取り付けられその地点が明確に示されます。また各戸には玄関入口などの通行人の見やすい場所へ「住居番号」を取りつけるとともに住居番号等について関係者に通知いたします。

富士地区の中心は富士駅

町の境界は、道路、河川、水路、鉄道などの恒



写真は街かどに取り付けられる街区表示板(右)と各戸に付けられる住居番号板(左)

久的な施設をもってこれにあててありますが、住居表示を実施するについては、市独自のまわりがあります。

たとえ

①各街区ごとにつけられる「何番」という街区符号は、富士駅に一番近い街区を起番として右回り(時計方向)に一、二、三、四とつけ、その間隔は十メートルごとに区切ります。

②各戸につけられる「何号」という住居番号は、それぞれの街区で富士駅に近い街のかどを起点に原則として右回り(時計方向)に一、二、三、四とつけ、その間隔は十メートルごとに区切ります。

富士市住居表示案内図

町名の正しい呼び名

八幡町	はちまんちょう
加島町	かじまちょう
本町	ほんちょう
平垣本町	へいがきほんちょう
平垣町	へいがきちょう
元町	もとちょう

案内図の見方
 町界は——で表わし、わかりやすいように色わけしてあります。
 ⑤は街区符号で、新しい住所の「何番」かを表わします。
 5のような小さな数字は、街区の四すみの住所番号を表わし、新しい住所の「何号」にあたるものです。
【例】八幡町 ⑤番 5号
 街区符号 住所番号

